

事前評価書

年度	2
整理番号	

事業名・路線名等	交通安全事業 一般県道 鳥越湯布院線 <small>とりごえゆふいんせん</small>	事業主体	大分県
所在地	由布市湯布院町 川上 (由布見通り工区) <small>ゆふいんちょうかわかみ ゆふみどお</small>		
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・通学児童や観光客など歩行者が多いことから、歩道を再整備することで、快適な歩行空間の形成を図る。 ・車道を視覚的に狭く見せることにより車両の速度抑制を図り、死傷事故を防止する。 ・縁石や歩道舗装面が傷んでおり、車イスやベビーカーなどの走行に支障があるため、歩道のバリアフリー化を図る。 	
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=550m、W=6.0(10.5~12.0)m、歩道w=1.5~2.0m(両側既設歩道有り)</p> <p>【構造規格】 第4種第2級 設計速度 V=30km/h</p> <p>【現況幅員】 W=6.0m(10.5~12.0m)</p> <p>【交通量】 自動車交通量 5,294台/日 (R1交通量調査(実測))</p> <p>歩行者交通量 7,556人/12h (R1交通量調査(実測))</p>	
	事業費	C=280百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から3年(令和5年度)	
	事業段階毎の実施計画	令和3年度(1年目) 本工事 令和4年度(2年目) 本工事 令和5年度(3年目) 本工事	
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、由布院小学校の法指定通学路(第3号)となっており、通学路合同点検で危険箇所にあげられている。 ・過去5年間(2016~2020年)で14件の事故が発生し、うち人対車両の事故は10件【死亡事故3件】発生している。 ・由布市の平成30年観光客数は約442万人(対前年比115%)、内外国人は約90万人(対前年比188%、10年前(H21)比651%)と外国人観光客の増加が著しい。 ・由布市の観光の中心市街地であり、今年度(R2)連結する市道由布院駅前線の整備が完了し、連続した整備が必要である。 	
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・通過交通量が多く、車両の走行速度が高いため、車道幅員を視覚的に狭めることで、車両の走行速度を抑制し、通学児童や観光客等歩行者の安全確保を図る。 ・歩道をインターロッキングブロックからアスファルト舗装にすることで、バリアフリー化を図り、車イスやベビーカー・スーツケースの観光客が快適で歩きやすい歩道を整備する。 	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の道路利用状況、交通の状況等から総合的に判断する。	
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法、道路構造令等に適合した工法を採用。 ・現道の道路幅の中で、最適な車道・歩道の幅員構成を検討する。 	
	コスト削減	・アスファルト・コンクリート・砕石は再生材を使用する。	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・現道幅員の中で整備を行うため、地形改変による影響はない。 ・低騒音、低振動型の建設機械を使用し、周辺の住環境の負荷軽減を図る。 ・隣接する市道との連続性を考慮(由布市副市長、由布市都市景観推進課と協議済み) ・発生土、流用土は工事間流用に努める。 ・現場にて発生したアスファルト殻、コンクリート殻は再資源化施設で処理する。 	
事業実施環境	事業の実効性	・令和元年度に由布市より要望書が提出されており、協力体制は整っている。	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則(第1条第3号指定)に該当【由布院小学校】 ・令和元年度通学路合同点検にて危険箇所にあげられている。 ・社会資本整備総合交付金要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 ・道路法第15条に基づき事業を実施 	
	事業の特殊性	・特殊な工法もなく、技術的難易度は特になし。	
対応方針	・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。		

事業箇所位置図

